

(件名)

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）修正（案）の概要

静岡県危機管理部原子力安全対策課

1 要 旨

国の原子力災害対策指針の全部改正（平成 25 年 9 月 5 日）（以下「指針」という。）及び防災基本計画の修正（平成 26 年 1 月 17 日）（以下「計画」という。）に伴い、今般、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）（以下「原子力災害対策の巻」という。）の修正案を作成した。

2 原子力災害対策指針改正及び防災基本計画修正の主な内容

	項 目	主 な 改 正（修 正）内 容	指針	計画
1	緊急時モニタリング体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、緊急時モニタリング計画を作成する。 国、地方公共団体及び原子力事業者が連携し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。 	○	○
2	安定ヨウ素剤予防服用体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から P A Z を含む地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。 	○	○
3	情報収集事態（新規追加）に対応した体制	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体は、情報収集事態（御前崎市内で震度 5 弱及び震度 5 強の地震が発生した事態）に対応した連絡体制を確立する。 		○
4	E A L [*] の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 暫定的な E A L が見直され、確定した。（2 頁を参照。） 	○	

○ 指針又は計画に記載されている場合に「○」とした。

※ E A L：緊急時活動レベル（原子力発電所の状態等に基づき、措置すべき防護対策を定めた基準）

3 原子力災害対策の巻の主な修正内容（案）

	項 目	主 な 修 正 内 容	新旧対照表（頁）
1	見直された緊急時モニタリング体制の反映	（原子力災害事前対策） <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング体制をより強化するため、県は、国の放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、緊急時モニタリング計画を作成し、また、事故時の連絡体制の準備をする等の旨を追加する。 （緊急事態応急対策） <ul style="list-style-type: none"> 国、県等の原子力防災関係機関が実施する緊急時モニタリングについて、測定結果を一元的に把握するために、国が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げに県が協力する旨を追加する。 	P 8 P 2 0
2	安定ヨウ素剤予防服用体制の整備の内容の反映	（原子力災害事前対策） <ul style="list-style-type: none"> 事故時の甲状腺被ばくを低減するために、県は、所在市、関係周辺市町及び医療機関等と連携して、P A Z 内の住民等及び P A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに P A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備を進めていく旨を追加する。 	P 1 4

	項目	主 な 修 正 内 容	新旧対照表(頁)
3	情報収集事態に対応した県の体制を追加	(緊急事態応急対策) ・地震の際に、原子力発電所の状況を詳細に把握するため、県は、情報収集事態(御前崎市で震度5弱以上)の際に、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとる旨を追加する。	P 2 1
4	見直されたEALの反映	(緊急事態応急対策) ・暫定的なEALが正式に見直されたので、下記【参考】のとおり、反映する。	P 2 5 ~ 2 9

【参考】原子力災害対策指針表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」(抜粋)

		緊急事態区分を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	① 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ② 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ④ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑤ 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑥ 県内において、大津波警報が発令された場合。 ⑦ 東海地震注意情報が発表された場合。 ⑧ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 … 等	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 … 等	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。 … 等	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。